

6. 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考) 30年度の人件費率
令和元年度	(R2.1.1現在) 150,719	千円 45,925,663	千円 298,549	千円 6,976,833	% 15.2%	% 16.2

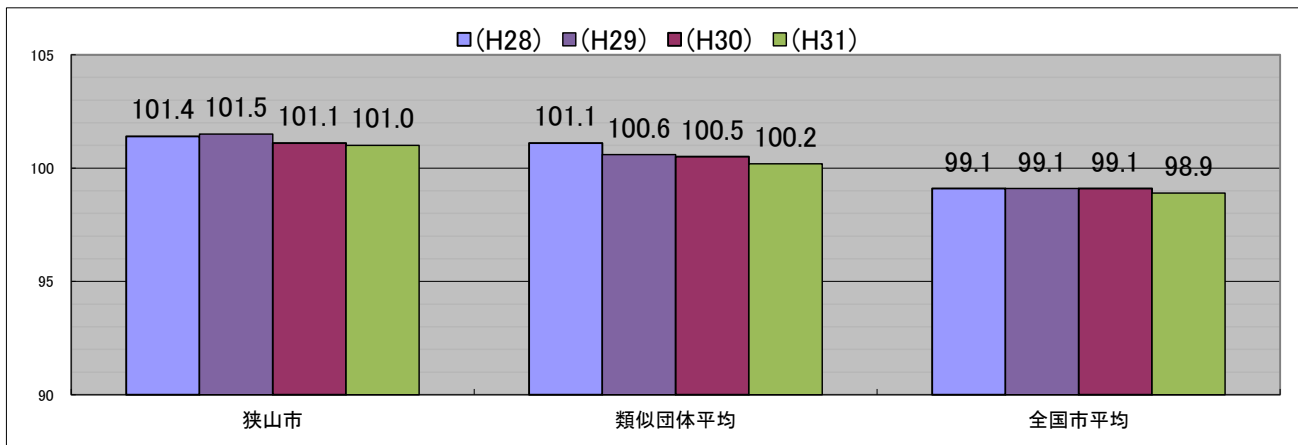
(注) 実質収支とは、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額で、人件費率は歳出額に占める人件費の割合です。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与(B/A)	(参考)類似団体平均1人当たり給与 IV-3
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)		
令和元年度	人 766	千円 2,864,366	千円 893,238	千円 1,259,915	千円 5,017,519	千円 6,550	千円 6,656

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。職員数は平成31年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体とは、人口規模産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③高齢層の昇給停止を行っていないため。適正な給与水準について検討する。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(実施時期)	H28.4.1
(内 容)	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.1%、最大4.5%引下げ。 激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。 他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)	国基準12%に対し、当市においても12%を支給。			
(実施時期)	平成28年4月1日より実施。ただし、段階的に支給割合を上げることとし、平成28年度は10.5%、平成29年度は11%。 (参考)			
	28年度の 支給割合	29年度の 支給割合	30年度の 支給割合	31年度の 支給割合
国基準による 支給割合	12%	12%	12%	12%
狭山市の 支給割合	10.5%	11%	12%	12%

③その他見直し内容

平成31年度に持ち家手当の廃止

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
狭山市	42.0歳	317,200円	420,000円	386,704円
埼玉県	42.8歳	324,055円	413,722円	366,268円
国	43.2歳	327,564円	408,868円	—
類似団体	41.6歳	316,271円	417,263円	376,597円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
狭山市	55.8歳	33人	355,800円	418,500円	410,118円	—	—	—	—
うち清掃職員	55.3歳	12人	358,000円	425,400円	415,217円	廃棄物処理 業従業員	46.2歳	300,100円	1.42
うち学校給食員	—	—	—	—	—	調理師	43.9歳	271,600円	—
うち自動車運転手	57.1歳	3人	325,100円	394,167円	366,567円	目家用自動車 運転手	61.3歳	236,200円	1.67
埼玉県	53.6歳	187人	318,887円	373,164円	350,729円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,319人	287,283円	328,862円	—	—	—	—	—
類似団体	51.0歳	108人	329,529円	394,480円	373,248円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
狭山市	—	—	—
うち清掃職員	7,066,600円	4,166,100円	1.70
うち学校給食員	—	3,678,300円	—
うち自動車運転手	6,287,700円	3,103,300円	2.03

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用しています。
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
市幼稚園教諭	47.2歳	355,400円	430,822円
市その他教育職	44.9歳	390,200円	528,723円
埼玉県	40.3歳	346,474円	405,148円
類似団体	40.8歳	321,663円	379,339円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2)職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区分	学歴	狭山市	県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	188,700円	188,700円	182,200円
	高校卒	160,100円	154,900円	150,600円
技能労務職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数			
		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	290,443円	361,000円	375,725円	410,483円
	高校卒	—	329,400円	368,450円	392,900円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

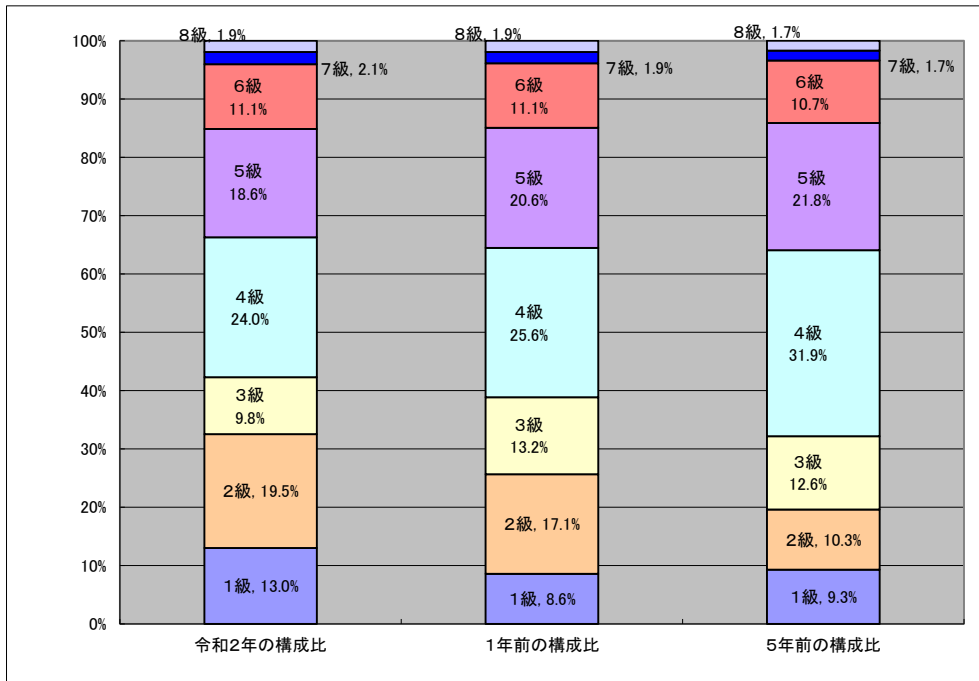
- (注) 経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数です。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

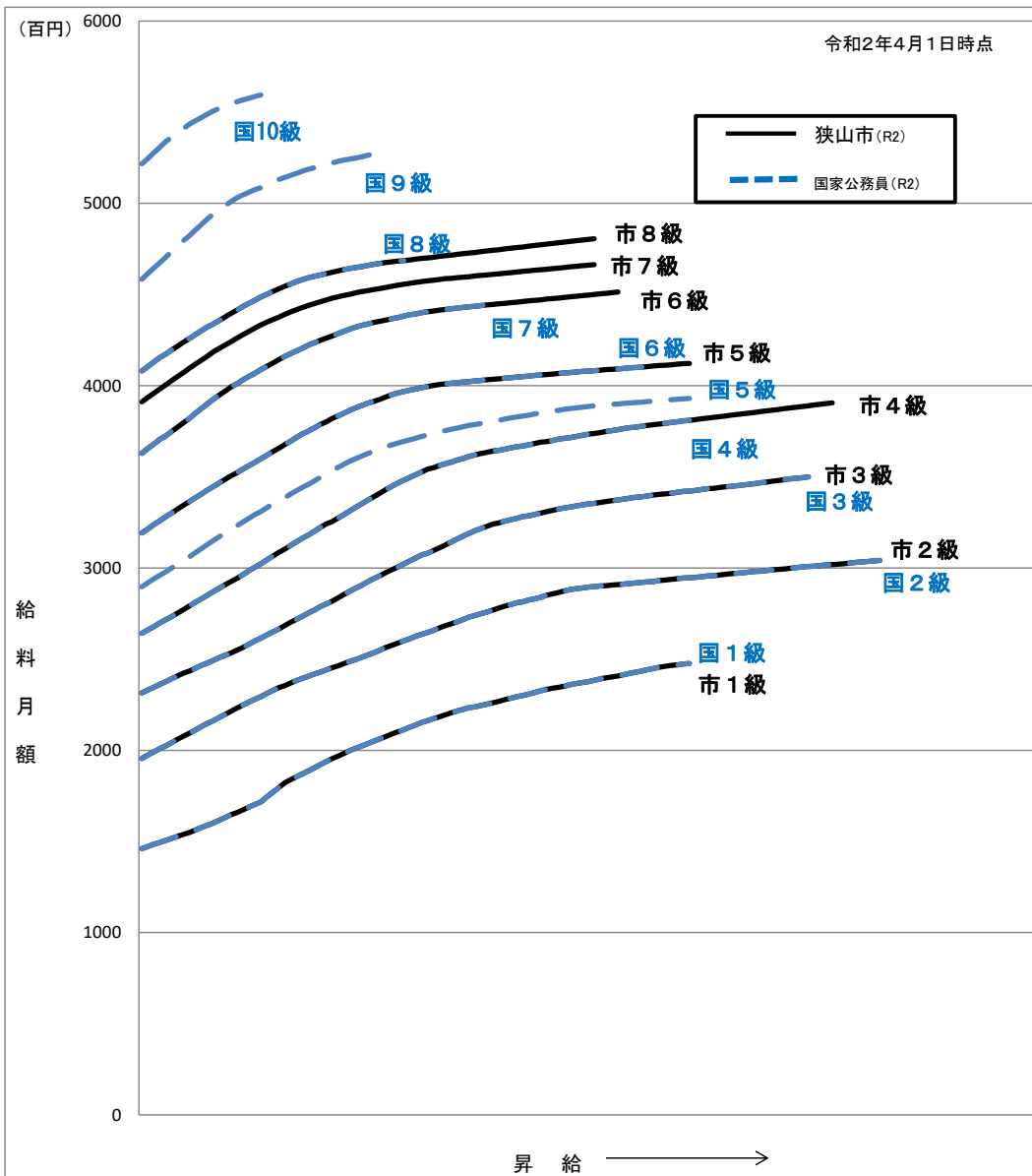
(1)一般行政職の級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補 技師補	68 人	13.0% %	146,100 円	247,600 円
2級	主事 技師	102 人	19.5% %	195,500 円	304,200 円
3級	主任	51 人	9.8% %	231,500 円	350,000 円
4級	主査	125 人	24.0% %	264,200 円	390,600 円
5級	主幹	97 人	18.6% %	319,200 円	412,200 円
6級	課長	58 人	11.1% %	362,900 円	451,400 円
7級	次長 参事	11 人	2.1% %	391,100 円	466,400 円
8級	部長	10 人	1.9% %	408,100 円	480,600 円

- (注) 1 職員数は、狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分によるものです。
 2 標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 税務職、福祉職、教育公務員、消防職、技能労務職および企業職は除かれています。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日）



(2) 昇給への勤務成績の反映状況(狭山市)

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を実施しない	○		○	
活用予定時期	令和5年1月1日		令和5年1月1日	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (令和元年度)

区分	狭山市	埼玉県	国
	1人当たり平均支給額 1,723千円	1人当たり平均支給額 1,755千円	-
	(支給割合)	(支給割合)	(支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.9)月分	期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.9)月分	期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.9)月分
	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)(狭山市)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある支給率	支給可能な成績率	支給実績がある支給率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○	○	○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を実施しない				
活用予定時期				

(2)退職手当(令和2年4月1日現在)

区分	狭山市				国							
	自己都合		勸奨・定年		自己都合		勸奨・定年					
退職手当	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分			
	〃 25年	28.0395 月分	33.270750 月分	〃 25年	28.0395 月分	33.270750 月分	〃 25年	28.0395 月分	33.270750 月分			
	〃 35年	39.7575 月分	47.709000 月分	〃 35年	39.7575 月分	47.709000 月分	〃 35年	39.7575 月分	47.709000 月分			
	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分			
	その他の加算措置				その他の加算措置				その他の加算措置			
	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)				定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)				定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			
一人当たり平均支給額	1,131千円		22,078千円									

(注) 狭山市の支給率は埼玉県市町村総合事務組合の支給条例に基づくものです。

(3)地域手当 (令和2年4月1日現在)

区 分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)	令和元年度決算	
					年間支給総額	1人当たり支給年額
地 域 手 当	狭山市	12%	784人	12%	365,777千円	477,516円

(注) 給料、扶養手当および管理職手当の総額の12%

(4)特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

職員全体に占める特殊勤務手当支給職員の割合 4.45%

区 分	内容および支給単価		令和元年度決算	
			年間支給総額	1人当たり支給年額
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険等の業務に従事する職員に対して支給 手当の名称	主な支給対象職員	支給単価	
	税務事務手当	出張して市税の徴収業務に従事した職員	日額	200円
		出張して市税の滞納処分に従事した職員	1件	300円
	防疫作業手当	感染症の病原体に汚染されている疑いがある物件の処理に従事した職員	日額	300円
	行路病人等取扱手当	行路病人の救護又は収容の業務に従事した職員	1件	1,000円
		死亡人の処置作業に直接従事した職員	1件	2,000円
	社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務し、措置を要する者等の家庭を訪問し、その業務に従事した現業を行う職員	日額	300円
	動物死体処理手当	動物の死体を処理した職員	1件	450円
	ダイオキシン類ばく露作業手当	廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設の検査、保守点検等の業務に従事した職員	日額	300円
	農薬散布手当	直接農薬を取り扱い、病虫害防除又は除草の業務に従事した職員	日額	300円
	廃棄物処理施設技術管理者業務手当	廃棄物処理施設に勤務する職員のうち、当該業務に従事した技術管理者又は電気主任技術者に選任された職員	日額	150円
	災害出動手当	初動体制中、災害が発生、又は発生するおそれのある現地において災害対策業務に従事した職員	日額	300円
		警戒体制又は非常態勢中、災害対策業務に従事した職員	日額	1,000円
		初動体制中、災害対策業務のため勤務時間外に動員された職員。	日額	300円
災害応急対策等派遣手当	警戒体制又は非常態勢中、災害対策業務のため勤務時間外に動員された職員	日額	500円	
	国または他の地方公共団体の要請に基づき、本市の区域外の地域に派遣され、異常な自然現象、大規模な事故による重大な災害の応急対策、復旧等の支援業務に従事した職員	日額	1,000円	
建築主事手当	建築物の建築等の確認及び検査に関する業務に従事した職員	月額	5,000円	
			1,701千円	43,615円

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当	令和元年度決算		平成30年度決算	
	年間支給総額	1人当たり支給年額	年間支給総額	1人当たり支給年額
	235,855千円	477,516円	142,962千円	278,136円

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

区分	内容および支給単価	国の制度との異同	令和元年度決算		
			年間支給総額	1人当たり支給年額	
扶養手当	①配偶者 (職務の級が8級である職員の場合)	6,500 円 3,500 円)	異	64,335千円	212,327円
	②子	10,000 円			
	③満16歳から22歳までの子1人につき	5,000 円加算			
住居手当	①借家・借間 ⇒ 家賃額に応じて28,000円を限度として支給		異	44,335千円	105,059円
通勤手当	①交通機関(鉄道等)利用者 ⇒ 運賃額に応じて支給(ただし、鉄道利用者については6カ月定期券の額に基づいて一括支給)		異	49,173千円	75,884円
	②交通用具(自家用車等)利用者 ⇒ 通勤距離に応じて支給				
	片道2km未満	0 円			
	片道5km未満	4,000 円			
	片道5km以上10km未満	6,100 円			
	片道10km以上15km未満	8,500 円			
	片道15km以上20km未満	10,900 円			
	片道20km以上25km未満	13,300 円			
	片道25km以上30km未満	15,800 円			
	片道30km以上35km未満	18,700 円			
片道35km以上40km未満	21,600 円				
片道40km以上	24,400 円				
※自転車・オートバイ利用者は、2,000円を減額しています。					
管理職手当	①8級 ⇒	72,000 円	異	125,345千円	549,759円
	②7級 ⇒	61,000 円			
	③6級 ⇒	52,000 円			
	④5級 ⇒	41,000円・39,000 円			

5 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	市長	970,000円	1,130,000円 / 792,000円
	副市長	815,000円	930,000円 / 675,800円
	教育長	750,000円	※ / ※
報酬	議長	510,000円	724,000円 / 463,000円
	副議長	460,000円	660,000円 / 420,000円
	議員	440,000円	606,000円 / 400,000円
期末手当	市長	(令和2年度支給割合)	
	副市長	4.25月分	
	教育長	(令和2年度支給割合)	
	議長	4.25月分	
	副議長 常任・議会運営委員長 議員	4.25月分	
退職手当	(算定方式)		
	市長	給料月額(円) × 在職月数 × 0.4025	
	副市長	給料月額(円) × 在職月数 × 0.2415	
	教育長	給料月額(円) × 在職月数 × 0.23	
	(1期の手当額)		
市長	18,740,400円		
副市長	9,447,480円		
教育長	6,210,000円		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。うち教育長については1期(3年=36月)で計算しています。